

# 「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」・「同運用の手引き」

平成31年3月版 改定概要

H31.3.27 監理課技術管理室

## 1 改定の基本的考え方

- (1) 電子納品に係る要領・基準等は、国の最新版を適用する。
- (2) 受注者のITレベルに合わせた柔軟な対応は、県独自の規定とする。
- (3) 従来の「平成30年3月版」から、新たに「平成31年3月版」へ改定する。

## 2 適用年月日

平成31年4月1日以降に契約締結の案件（工事・業務）より適用

## 3 主な改定点

### (1) 電子納品事前協議の方法

【新】受注者が事前協議チェックシートを提出し、受発注者が確認して内容を決定

【旧】発注者側担当者のパソコン画面上で、電子納品ソフトを使って行う

### (2) 情報共有システム（ASP方式等）

① 情報共有システムを積極的に活用するよう、システムの概要及び効果を明記

② 国が定める新たな機能要件を記載

【新】工事の情報共有システム機能要件は「Rev.4.0」又は「Rev.5.0」対応

業務の情報共有システム機能要件を新たに記載

※新たに、「図面サムネイル表示機能」「3次元データ等表示機能」を追加

【旧】工事の情報共有システム機能要件は「Rev.4.0」対応

## 4 その他国土交通省の要領・ガイドライン改定点

(1) 車載写真レーザ測量への対応（データを格納するフォルダ名追加）【測量要領】

(2) 用語の変更【測量要領】

① 「GPS」から「GNSS」へ変更（衛星測位システムの総称は「GNSS」で統一）

② 「空中三角測量」から「同時調整」へ変更（空中写真測量の作業変更へ対応）

(3) エラー防止のため、受注者による目視チェック項目を追加【ガイドライン全般】

※国のチェックシステムは、受注者チェックリストを紙媒体で印刷する機能あり

※県のチェックシステムは、今後、同機能を追加する予定